

市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

企業への再投資を
県とともに支援します
高浜市企業再投資
促進補助制度

要件

- ① 20年以上、工場が市内に立地する企業で、工場の新增設や新たなライン設備等を設置する法人
- ② 対象分野を限定
- ③ 土地を除く固定資産取得費用（建物および償却資産）の合計額が大企業者は25億円以上、中小企業者は1億円以上
- ④ 補助金交付期間中において、大企業者は100人以上、中小企業者は25人以上の常用雇用者数を維持すること
- ⑤ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること

※企業の区分については、中小企業基本法に基づく区分です。

金額

- ① 大企業者は、土地を除く固定資産取得費用の3パーセントに相当する額以内（5,000万円を限度）
- ② 中小企業者は、土地を除く固定資産取得費用の6パーセントに相当する額以内（1億円を限度）

問合せ先

市役所経営戦略グループ
☎5211111（内線361）

小規模工事などの 参加登録申請

建設業の許可を受けていないなどの理由により、高浜市入札参加資格審査申請（建設工事）をすることができない方を対象に、高浜市が発注する小規模工事など（1件の金額が50万円以下の工事および修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもの）の契約を希望する方の登録の受付を行っています。

登録できる方 次の要件をすべて満たしている方

- ① 高浜市内に主たる事業所（本社・本店）を有する方
- ② 成年被後見人、被保佐人または

破産者で復権を得ない方でない方

- ③ 希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方
- ④ 国税、都道府県税および市税の滞納がない方

対象となる業種の例

- 土木造園関係 道路構造物、舗装、遊具、樹木植栽など
- 建築関係 ガラス、サッシ、建具、壁、床、板金、瓦屋根、塗装など
- 設備関係 電気、配線、照明、空調、水道など

物品その他委託に係る 競争入札（見積競争）の 参加登録申請

高浜市が発注する一定額を超える物品・その他委託（1件の金額が物品については80万円超、その他委託については50万円超）に係る競争入札に参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

また、一定金額以下の見積競争の場合も原則として、入札参加資格審査申請を行った方の中から業者選定が行われます。

登録できる方 次の要件をすべて満たしている方

- ① 成年被後見人、被保佐人または

破産者で復権を得ない方でない方

- ② 希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方
- ③ 国税、都道府県税および市税の滞納がない方

対象となる業種の例

- 物品購入 印刷、機械器具、文房具・事務用機器など
- 業務委託 建物等各種施設管理、機械設備保守点検など
- 物件借入 リース・レンタルなど

登録申請の方法 「小規模工事」

および「物品・その他委託に係る競争入札」とともに電子申請（あいち電子調達共同システム（物品等））により、登録の申請を行ってください。

受付期間 平成25年度の登録申請は、随時受け付けています。（登録有効期間は、平成26年3月31日（月）までです。）

※平成26・27年度の登録申請は、広報たかはま12月1日号または15日号でお知らせします。

※詳細を市公式ホームページにも掲載しています。

問合せ先

市役所財務グループ
☎5211111（内線312・322）